

● 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に対して交付されるものです。各種の福祉サービスを受けるために必要になります。身体障害者障害程度等級表により1級から7級までの区分が設けられています。

7級の障害は、単独では身体障害者手帳の交付の対象にはなりません。ただし、7級の障害が2つ以上ある場合や、7級の障害と6級以上の障害が重複する場合は交付対象となります。

問い合わせ窓口

- ・ お住いの区市町村の福祉事務所または役所の障害福祉担当窓口

手帳の交付対象となる障害

視覚障害		1級から6級
聴覚障害		2・3・4・6級
平衡機能障害		3・5級
音声・言語、そしゃく機能障害		3・4級
肢体不自由	上肢・下肢	1級から7級
	体幹	1・2・3・5級
内部障害	心臓	1・3・4級
	じん臓	1・3・4級
	呼吸器	1・3・4級
	ぼうこう又は直腸	1・3・4級
	小腸	1・3・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級
	肝臓	1級から4級

がん患者さんが身体障害者手帳を取得した例

状態	障害の種類	等級
手術にて声帯を失い声が出なくなった	音声・言語機能障害	3級
永久ストマ（人工肛門や人工膀胱）、腎ろうを造設した	膀胱または直腸機能障害	1つの場合：4級 2つの場合：3級
人工骨頭、人工関節置換	肢体不自由	4級から7級
上肢・下肢を切断した		切断部位により異なる

申請書類

- ・ 申請書
- ・ 身体障害者診断書・意見書（障害により異なる）
- ・ 写真（たて4cm×よこ3cm）1～2枚 1年以内 上半身・脱帽（宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを都道府県知事が認めた場合を除く）
- ・ 印鑑

申請から手帳交付までの流れ

1. 市区町村の障害福祉担当窓口にて申請書類の入手
 - ・ 申請書
 - ・ 身体障害者診断書・意見書
2. 医療機関（身体障害者福祉法指定医師）に書類の作成を依頼
 - ・ 身体障害者診断書・意見書
3. 本人または家族による準備
 - ・ 申請書の記載
 - ・ 写真の準備
4. 申請
 - ・ 申請書、身体障害者診断書・意見書、写真が揃ったら、市区町村の障害福祉担当窓口で申請する
5. 身体障害者手帳の交付
 - ・ 都道府県の判定を受け、身体障害者手帳が交付される（1～2か月）

身体障害者手帳で利用できる主な福祉制度

- ・ 医療費助成
- ・ 自立支援医療（更生医療）の給付
- ・ 手当金
- ・ 障害者総合支援法の利用：ホームヘルパーの利用、福祉用具・日常生活用具の給付など
- ・ 各種交通運賃の割引
- ・ 駐車禁止除外の交付
- ・ 障害者雇用枠としての就労の支援
- ・ 住民税・所得税の障害者控除 など

※各都道府県や自治体、機能障害や等級の種類により受けられるサービスが異なります。

詳細は、身体障害者手帳が交付された窓口でご確認ください。

参考

- ・ 東京都福祉局 身体障害者手帳について

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/shinshou_techou/techonituite.html



（確認日：2024/02/28）

- ・ 東京都福祉局 身体障害者と身体障害認定基準について

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/shinshou_techou/sintaisyougaininteikijyun.html



（確認日：2024/02/28）